



CASA 連続市民講座

第25回地球環境市民講座

脱炭素社会ってどんな社会？ ～パリ協定の2°C未満を考える～

今年の市民講座は、地球環境市民会議 (CASA)、自然エネルギー市民の会 (PARE)、全大阪消費者団体連絡会 (全大阪消団連) の主催で、「パリ協定」の内容やその意義を学ぶとともに、ヨーロッパ・アメリカ・島しょ国の現状や温暖化防止の取り組みやエネルギー政策を学習します。そして日本の温暖化対策やエネルギー政策、先進的な企業の温暖化防止の取り組みを学び、私たちに何ができるか、何をすべきかを考えます。

第1回 「パリ協定」ってなに？

とき：6月17日 (土) 13:30-16:30 ところ：ドーンセンター5階 大会議室2

1. 報告：京都議定書からパリ協定まで

早川 光俊 (CASA専務理事、弁護士)

1992年の気候変動枠組条約、2005年の京都議定書に続く3番目の条約として2016年パリ協定が発効した。パリ協定は、

- ・すべての国の参加。
- ・平均気温の上昇を2°C十分に下回ることとし、1.5°Cへの抑制を努力目標とする。
- ・21世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量をバランスさせる (実質排出ゼロ=脱炭素社会の構築)。

という点で歴史的な協定である。

パリ協定の課題として、現在提出されている目標では2.7°Cの上昇が見込まれており、さらなる目標の引き上げが必要であり、トランプ政権のパリ協定離脱宣言を受けて、より実効性のある強固な国際ルール 합의が求められており、パリ協定の実現には産業革命に匹敵する変化が必要である。

日本の課題は、2020年、2030年の削減目標の引き上げ、2030年の原発比率20~22%、石炭火発26%といった、エネルギー基本計画、長期エネルギー需給見通しの抜本的な改定が必要である。これらの数字は

福島原発事故から何も学ばず、さらに石炭比率の増加は日本以外の他の先進国ではない、逆行する状況である。脱原発と温暖化防止については、両者ともその方法は、省エネと自然エネルギーへの転換で同じである。「CASA2030モデル」の検討では、即時に全原発の稼働を停止してもエネルギー需給を賄い、2030年にCO₂排出量の40%削減が可能である。

2. 講演：「パリ協定」の2°C未満が意味すること

江守 正多さん (国立環境研究所 地球環境研究センター 気候変動リスク評価研究室室長)



近年の世界気温の変化傾向について2000~2010年温暖化が止まったように見えた時期があったが、2015、2016年は再び大きく上昇している。IPCCの第5次評価報告書 (AR5) におけるRCP8.5*¹シナリオでは、2100年に世界平均で約4°Cの温度上昇、ただし地域によって差があり、北極圏では6~8°Cもの上昇である。温暖化によって①

* 1 RCPはRepresentative Concentration Pathwaysの略で、代表的濃度経路を意味する。

対流圏と成層圏の境界面で、大気と地表とのエネルギーのバランス変化量を、単位面積あたりの放射量の変化 (W/m²) であらわす指標を放射強制力という。IPCCの第5次評価報告書では、放射強制力の代表的な経路を複数用意し、将来の気候を予測するとともに、社会への効果や影響を検討する手法が採用された。工業化以前と比較して放射強制力が、21世紀末までに2.6W/m² (RCP2.6: 低位安定化シナリオ)、4.5W/m² (RCP4.5)、6.0W/m² (RCP6.0)、8.5W/m² (RCP8.5: 高位参照シナリオ) の数値に上昇するという、4つのシナリオが設定されている。

海面上昇、②洪水、③台風など、④熱波、⑤食料不足、⑥水不足、⑦海の生態系の損失、⑧陸の生態系の損失の8つの主要なリスクがある。これらのリスクについて、何を避けるべきか、何を守るべきかは、社会の判断に依ってくる。

AR5における、今世紀後半に排出を正味ゼロとするRCP2.6シナリオが実現されたとしても、「気候感度」(地球の温度の上がりやすさ)の不確実性のため、温度上昇には幅が生じる。したがってRCP2.6であっても、気候感度が高ければ2℃を超えてしまい、気候感度が低ければ1.5℃も視野に入ると考えられる。

また近年気候問題は社会の不公平・不平等などによって引き起こされる、国際的な人権問題であるという認識で、様々なClimate Justice(気候正義)の社会運動が起きている。

「脱炭素化」はイヤイヤ努力して達成できる目標ではなく、社会の「大転換」が起きる必要がある。身近に起きた「大転換」の事例として「分煙革命」についてみると、受動喫煙による、健康被害の立証(科学)、被害者への配慮(倫理)、防止の義務付け(制度)、分煙実施の成功および拡大(経済)、技術の順で普及していった。この経験から言えるのは、①我慢や辛抱の強要よりもマナーの問題とし、ただ②社会の人たちすべてが関心を持つ必要はなく、③制度ができて経済が動けば無関心な人も従い、常識となれば罰則は必ずしも必要なくなっていく。そして④分煙になる前は、想像するのも難しかったことが、今ではそれが常識となっている。

つまりものの見方、考え方、常識の変換が求められている。現に世界のCO₂排出量についても、2012年以降経済成長しているにも関わらず、CO₂排出量は増加しなかったという、初めての状況が起きている。

3. 報告：小島しょ国と「パリ協定」

河尻(川阪)京子さん(大阪大学大学院 国際公共政策研究科 博士後期課程/NPOツバル・オーバビュー理事)

国連における小島しょ国とは、小島しょ開発途上国

(Small Island Developing States/SIDS) 58カ国で、そのうち44カ国がカリブ海地域、太平洋地域、アフリカ・インド洋、地中海、南シナ海地域からなる小島しょ国連合(Alliance of Small Island States/AOSIS)として気候変動交渉にあたっている。

小島しょ国で起きている気候変動の影響には、ゆっくり起る現象(気温上昇、海面上昇、塩害、海の酸性化、生物多様性の損失)と、突然起る現象(サイクロン/ハリケーン、高潮、洪水、干ばつ、熱波など)がある。特に2015年のサイクロン・パムと2016年のサイクロン・ウィンストンでは大きな被害を被った。さらに満潮時の水没や塩害などは常態化しており、住民の飲料水の確保も難しくなっている。



小島しょ国がCOP21で求めていたことは、①1.5℃未満の明記、②適応の世界全体目標の設定、③損失と損害への対応を国際的なしくみのもと長期的に実施、④資金の確保であり、これらはパリ協定に取り入れられた。

COP23に向けて期待することは、①1.5℃への抑制を実現する詳細ルール策定に向けた交渉、②削減目標の深掘りと緩和策の着実な実施、③適応・損失と損害への実施とそのための資金確保である。

山田 直樹(CASAボランティア)



2015年3月11日、カテゴリー5に達したサイクロンパムは、バヌアツに直撃する前にツバル付近を通過し、ツバルにも大きな被害をもたらしました。 Matini Vailopa氏提供